

再生可能エネルギー発電事業計画の認定における設備の設置場所について

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成 23 年法律第 108 号）第 9 条第 1 項に規定する認定の申請（同法第 10 条各号の変更等を含む。）において、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則（平成 24 年経済産業省令第 46 号。以下「施行規則」という。）第 5 条第 2 号、第 5 条第 2 号の 2、第 5 条の 2 第 2 号の規定による再生可能エネルギー発電設備の設置場所については、次のとおりとする。

1. 設備の設置場所の範囲

設備の所在地は、以下の設備を設置する場所が該当する。

○電気設備

例) 発電機、変圧器、遮断器、電力貯蔵装置、PCS

○原動力設備

例) 太陽光の場合：太陽電池

風力の場合：風力機関

水力の場合：取水設備、沈砂施設、導水路、ヘッドタンク、水圧管路、水車、
放水路

地熱の場合：蒸気井、セパレーター、タービン、還元井

バイオマスの場合：タービン、ボイラー、内燃機関、燃料設備、発酵槽、ガス
ホルダー

○附帯設備

注 1 送電線路は含まない。

注 2 原則登記簿謄本に記載される地番を記載し、住居表示がある場合は住居表示を記載すること。

2. 設備の設置場所に係る使用権原

再生可能エネルギー発電設備を設置する場所について、施行規則第 5 条の 2 第 2 号の「所有権その他の使用の権原を有するか、又はこれを確実に取得することができる」と認められる」と判断するための書類は以下とする。

(1) 地上に設置する場合

①土地の登記簿謄本（全部事項証明書）（申請日より 3 か月前から当該申請日までの間に発行された原本で法務局発行のもの）

②土地の登記簿謄本（全部事項証明書）に記載される権利者と設置しようとする者が異なる場合

- ・売買契約書の写し、賃貸借契約書の写し、地上権設定契約書の写し、権利者の証明書（参考様式は[こちら](#)）等*
- ・契約当事者双方の印鑑証明書（、申請日より3か月前から当該申請日までの間に発行された3か月以内の原本。ただし太陽光10kW未満の場合を除く。）

（2）建造物の屋根・屋上に設置する場合

①建造物の登記簿謄本（申請日より3か月前から当該申請日までの間に発行された原本）

登記が完了していない場合、建築確認済証の写し及び売買契約書又は請負契約書の写し

②他人所有の建造物に設置する場合

- ・賃貸借契約書の写し、地上権設定契約書の写し、無償使用に関する所有者の同意書（参考様式は[こちら](#)）、権利者の証明書（参考様式は[こちら](#)）等*
- ・契約当事者双方の印鑑証明書（申請日より3か月前から当該申請日までの間に発行された原本。ただし太陽光10kW未満の場合を除く。）

※ 原則として貸主（所有者）と借主（申請者）双方の実印の押印が必要。ただし、賃貸契約の場合であって、申請者が実印を保有していない場合については、本人確認書類（運転免許証や保険証のコピー等）を添付することで、申請者本人が行った契約行為と見なし、認め印で良いこととする。

注3 登記されない建造物の屋根・屋上に設置する場合は、（1）の書類が必要。

注4 設置場所が共有地の場合（共有者の1人が申請者の場合も含む）、（1）②又は（2）②の書類については、登記簿謄本に記載された共有者全員の書類、及び、登記簿謄本に現在の共有者が全て明記されていない場合は、共有者全員の名簿の提出が必要。また、その場合は共有者に権利が移っていることを証明する書類の提出を求めることとする。

注5 差押物件については、差押えが解除されているか、競売後の新たな地権者と契約を交わしている場合のみ確実に取得することができると認められる。

注6 土地又は建物の権利に関し紛争等が生じている場合には、場所の取得の確実性が認められないため、当事者間での解決が図られたことを証する書類が別に必要となる。

注7 設置場所が海域等で所有者や管理者が存在しない場合は、上記添付書類は不要。

注8 申請（届出）日は担当部署へ到達した日とする。

（3）書類が揃わない場合の対応

申請時に（1）②又は（2）②の書類が添付できない場合は、権利者の証明書等（実印の押印及び印鑑証明書の提出は不要）の添付があれば、一旦認定するものの、

認定日の翌日から起算して180日（法又は条例で環境アセスメントが必要な風力・地熱発電の案件については3年）の猶予期間を設け、当該期間が経過した日を期限として、（1）②又は（2）②の書類（権利者の証明書は不可）を別紙1の申立書とともに、認定を受けた各経済産業局へ提出すること。ただし、猶予期間が3年の場合は、（1）①又は（2）①の書類も併せて提出すること。当該期限までに提出がない場合は、認定が取消しになる可能性がある。

なお、50kW未満太陽光及び20kW未満風力の新規認定申請並びに全電源の変更認定申請については、申請時に（1）②又は（2）②の書類の添付を必須とする（変更認定申請の場合は権利者の証明書は不可）。

注9 国有地の借上げ等、場所の使用に際し行政手続きが必要な場合は、権利者の証明書に代替する書類が必要である。具体的な書類についてはあらかじめ地方経済産業局に相談すること。

3. 分割の判断

（1）基本的考え方

同種の再生可能エネルギー発電設備を設置しようとする場所と隣接する場所（地権者が同一の一団の土地も含む）が同種の再生可能エネルギー発電設備の設置場所である場合であって、かつ、以下のいずれかが同一である場合は、原則として施行規則第5条第2号の「一の場所」に設置される分割案件として判断し、不認定とする。

①発電事業者

②登記簿上の地権者（その土地を所有・処分する権利を有する者をいい、申請日から1年以内において同じ者である場合も含む。ただし、平成29年度に申請されたものについては、平成29年4月1日以降において同じ者である場合とする。）

注10 審査の結果、分割案件の疑義が生じた場合、必要に応じて追加的に公図等の提出を求めることとする。

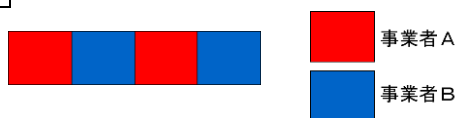
注11 変更認定申請により事後的に分割案件になると判断される場合、当該申請は不認定とする。

（2）例外①：分割案件と判断する事例

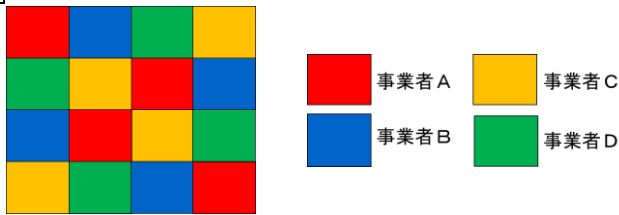
①私道等を意図的に設置し、分断していると認められる場合

②他事業者と共同して同事業者の連続を避けつつ複数の需要場所（複数の発電所）を施設する場合

例1

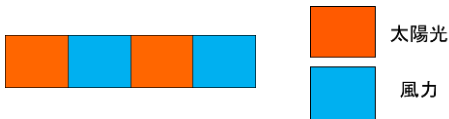


例 2



③同一の事業者が交互に異なる種類の再生可能エネルギー発電設備を施設する場合

例



注 1 2 上記事例に類似する案件については、分割案件と判断される場合がある。

(3) 例外②：分割案件と判断しない事例

- ①公道、河川等を元から挟んでおり、物理的に統合することが出来ない場合
- ②住宅、工場、店舗の屋根に設置されている設備と隣接する場合
- ③農地などのように他用途への使用に制限が課されていることが客観的に認められる土地を挟む場合
- ④分割してもなお全ての案件が特別高圧（2000kW 以上）の場合（当該案件の出力を合算すると調達区分が変わる場合を除く）
- ⑤異なる種類の再生可能エネルギー発電設備を設置する場合
- ⑥平成 25 年度までに認定を受けた設備と隣接した場所に設置する場合
- ⑦既に運転開始をしている同種の再生可能エネルギー発電設備の系統線からの引き込み線を用いて、電力会社が設置・管理する売電メーター（親メーター）とは別に、既存認定設備及び増設設備のそれぞれの発電量を測定できる交流配線側に発電メーター（子メーター）を設置する場合（1 発電場所として扱う場合）。

注 1 3 分割案件に該当するか否かは、認定申請時に得られる各種書類等により判断することとするが、電力会社に対する接続契約申込みや系統接続にかかる技術検討の際に分割案件と疑われる場合は、可能な限り厳正に認定審査を行なうため、電力会社から当該案件について通報を受ける場合がある。

4. 設置場所の変更

再生可能エネルギー発電設備を設置する場所については、施行規則第 5 条第 2 号の 2 の規定に基づき、調達期間が終了するまでの間、同一であることが求められるが、以下の場合に限り、変更が認められる。

- (1) 隣接する一連の地番（電線路により電氣的に接続している発電設備を設置する飛び地を含む）の追加又は削除。ただし、当初認定された地番の全てを削除する場合は

除く。

(2) 運転開始後において、以下の急遽生じたやむを得ない理由があると認められた場合の移設

①引越に伴い住宅用太陽光発電設備を移転する場合

②公共事業による土地の収用、災害等の運転開始時に想定できなかった事由であつて、設置者自身に帰責性のない事由により当該場所で事業を実施することが不可能な場合

(3) 市町村合併、区画整理、住居表示確定等又は地番の分筆、合筆による地番の変更

5. 適用時期

平成 29 年 7 月 14 日以降に到達した申請から適用する。ただし、「2. (3) 書類が揃わない場合の対応」については、平成 30 年 4 月 1 日以降の認定から適用する。